

# 2 コミュニティサイトが危険な出会いの入口に

プロフ(自己紹介サイト)、ゲーム系サイトなどコミュニティサイトからメールやチャットでコミュニケーションを取るうちに、実際に出会って被害にあってしまったなどの事件が発生しています。

## 事例1 ▶▶ 中学生連れまわし、売春させる(2009年4月)

インターネット交流サイトSNSで知り合った女子中学生(15)が、男(26)の車で連れまわされ、会社員ら3人に売春、警察は男を児童福祉法違反(淫行させる行為)容疑で逮捕した。

## 事例2 ▶▶ 「プロフ」出会い、高3男子が中3女子を刺す(2009年5月)

2人は携帯電話の「プロフ」(自己紹介サイト)を通じて知り合い、面識もあった。男子生徒は「生意気なことを言われ、かっとなって刺した」と供述している。

**類似例** ▶▶▶ 占いサイトや懸賞サイトに自分の情報を書いて送信したら、出会い系サイトに登録されてしまい、一日に何十通もメールが届いてしまった。

## 対策 ▶▶ 保護者は子どもに下記の項目を徹底するよう指導しましょう

- 自分の名前、住所、学校名、電話番号など家族を含めて個人情報を明かさない
- 必要以上に自分をアピールしない
- URLはクリックしない
- 知り合い以外にはメールアドレスを教えない
- 差出人ごとにフォルダを使い分ける
- 不審なメールは開かない
- 迷惑メールには返信しない
- 当たり前なメールアドレスを使わない
- フィルタリング機能を活用する

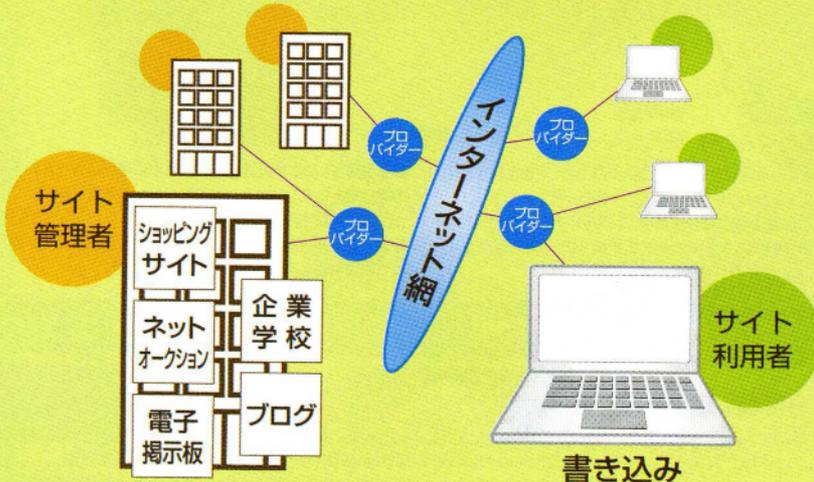
## 保護者としてすべきこと

### ■ ケータイを持たせる前にルールを決めよう!

- 1 ケータイの機能は子どもの発達段階に照らし合わせて必要なものだけを使わせる。判断力、自制心が未熟な子どもに、むやみにインターネット機能を使わせると、トラブルに巻き込まれる危険がある。
- 2 フィルタリング利用は保護者としての義務。子どもにせがまれて解除してはいけません。有害情報から子どもたちを守りましょう!
- 3 何より大人が手本を示して!公共の場でのルール・マナーを守りましょう。



### ■ インターネットの仕組みを理解しよう



※プロバイダーとはインターネット接続業者のこと。 レス(返信)

### ■ 出会い系サイトに関連した事件の検挙件数等 (警察庁広報資料 2009年2月19日)

